


佐久市無居住家屋等対策計画

(平成30年度～平成34年度)

平成30年3月

 佐久市

はじめに



近年、全国的に高齢化や人口減少の進行などに伴い、空き家が増加しており大きな社会問題となっております。

その中でも、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空き家は、防災、衛生、景観などに問題を引き起こし、周辺の住環境等に影響を及ぼすおそれがあります。

このような背景から、平成27年5月に完全施行されました「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、また、「空き家対策の推進」は「第二次佐久市総合計画」の基本構想における「地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり」の「主な取組」としておりますことから、空き家が市民生活に及ぼす様々な問題に対し、市の考え方を明確にし、空家等対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「佐久市無居住家屋等対策計画」を策定いたしました。

空き家の管理は、第一義的には所有者の責任であります。空家対策を推進するためには、所有者はもとより、関係者相互による連携や協力が不可欠と考えられます。

今後は、本計画に従い空家対策に取り組んで参りますので、関係する皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、熱心にご審議をいただきました佐久市無居住家屋等対策協議会委員の皆さまを始め、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

佐久市長 柳田 清二